

行田市の支援・取り組み相談窓口一覧

行田市の支援・相談窓口の他、国や埼玉県、その他の団体の窓口も記載しています。対象となる条件や受付期間・受付時間などの詳細はそれぞれの問い合わせ先やホームページをご確認ください。

番号	種類	支援策名・内容など	対象	問い合わせ	ホームページ
1	市民の方	特別定額給付金 家計への支援として、1人10万円を世帯主へ支給します。	給付対象者：基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている者	特別定額給付金担当電話相談窓口 TEL：048-556-1115(直通)、048-556-1111(代表) (平日8時30分～17時15分)	https://www.city.gyoda.lg.jp/14/01/14/tokubetuteisakukuyuuft.u.html
2		水道基本料金無料 6月～9月の4か月間の検針分の水道料金を無料とします。	水道使用者	水道課 TEL：048-553-0131	https://www.city.gyoda.lg.jp/16/01/11/suidoukihonmuryou.html
3		プレミアム付商品券の発行 1万円分で13,000円分の買い物ができる、30パーセント分のプレミアム付き市内共通商品券を発行します。	市内在住の方 ※令和2年8月21日までに往復はがきによる申し込みが必要。詳細は市ホームページを確認してください	商工観光課 TEL：048-556-1111(内線382)	https://www.city.gyoda.lg.jp/15/04/12/puremiamusvouhinken-korona.html
4		住居確保給付金 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で家賃が払えずお困りの方の申請を受け付けます。	個人	行田市社会福祉協議会 TEL：048-557-5400	https://www.city.gyoda.lg.jp/14/01/10/iukyokakuhokuyuhukin.html
5		住居の確保が困難となった方に市営住宅の一時提供 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、解雇あるいは休業等により住宅の確保が困難となった方を対象として、市営住宅の一時提供を行います。	住宅の確保が困難となった方	営繕課 TEL：048-550-1554	https://www.city.gyoda.lg.jp/17/06/12/koronanamin.html
6		緊急小口資金の特例貸付・総合支援資金の特例貸付 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で生活資金にお困りの方への特例貸付の申請を受け付けます。	個人	行田市社会福祉協議会 TEL：048-557-5400	http://www.gvodashakyo.or.jp/jigyovu/fukusi_02.html
7		国民健康保険傷病手当金 国民健康保険被保険者の方で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、その療養のために労務に服することができず給与等の全部又は一部の支払いが受けられなかった被用者の方(雇用されている方)は、申請により傷病手当金の支給を受けることができます。	次のすべての条件を満たす方 ・行田市国民健康保険に加入していること ・勤務先から給与等の支払いを受けていること ・新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のために労務に服することができなかった期間があること ・労務に服することができなかった期間において就労を予定していた日があり、その給与等の全部または一部の支払いを受けることができないこと	保険年金課 TEL：048-556-1111(内線273)	http://www.city.gyoda.lg.jp/14/03/10/kokuho/syobvotete.html
8		後期高齢者医療傷病手当金 埼玉県後期高齢者医療被保険者の方で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、その療養のために労務に服することができず給与等の全部又は一部の支払いが受けられなかった被用者の方(雇用されている方)は、申請により傷病手当金の支給を受けることができます。	次のすべての条件を満たす方 ・埼玉県後期高齢者医療被保険者であること ・勤務先から給与等の支払いを受けていること ・新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のために労務に服することができなかった期間があること ・労務に服することができなかった期間において就労を予定していた日があり、その給与等の全部または一部の支払いを受けることができないこと	保険年金課 TEL：048-556-1111(内線226)	http://www.city.gyoda.lg.jp/14/03/11/irvo/koreisva_seido/syobvotete.html
9		学校給食費の無償化 市立小・中学校の児童・生徒の学校給食費を令和2年4月～令和3年3月の間、無償とします。	・市内小学校の児童 ・市内中学校の生徒	教育総務課 TEL：048-556-8311 学校給食センター TEL：048-553-1114	
10		臨時特別出産祝給付金 子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、新生児1人につき10万円を支給します。	次の①と②の両方の条件を満たす方 ①令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に生まれ、行田市に住民登録された新生児 ②父または母が、特別定額給付金基準日である令和2年4月27日時点で行田市に住民登録があり、申請日まで引き続き住民登録している方	市民課 TEL：048-556-1111(内線242)	https://www.city.gyoda.lg.jp/13/01/10/rinnzicorona.html
11		未就学児養育世帯支援臨時給付金 幼稚園の休園や保育園の登園自粛等により、常時、未就学児が在宅する世帯に対し、児童1人当たり2万円支給します。	未就学児を養育する世帯 ※生活保護受給世帯を除く	子ども未来課 TEL：048-556-1111(内線292)	https://www.city.gyoda.lg.jp/14/08/16/misyuugakuzi.html
12		ひとり親家庭等生活支援臨時給付金 緊急事態宣言の影響を受けているひとり親家庭等に、児童1人当たり2万円分の市内商店共通商品券を給付します。	支給対象児童に係る令和2年4月分児童扶養手当受給者および令和2年4月1日認定(令和2年6月1日までの申請分)の就学援助受給者 ※生活保護受給世帯を除く	(児童扶養手当受給者) 子ども未来課 TEL：048-556-1111(内線292) (就学援助受給者) 教育総務課 TEL：048-556-8311	https://www.city.gyoda.lg.jp/14/08/16/hitorioyakateikyuhu.html

番号	種類	支援策名・内容など	対象	問い合わせ	ホームページ
13	子育て世帯	ひとり親世帯臨時特別給付金 子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯に子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行います。 1. 基本給付 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円給付します。 2. 追加給付 1世帯5万円を給付します。	【基本給付】①～③のいずれかに該当する方①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方 ②公的年金等を受けていることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方で、平成30年中の収入額が児童扶養手当の支給対象水準である方 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、急変後1年間の収入見込額が児童扶養手当の支給対象水準まで下がった方【追加給付】上記基本給付対象者の①、②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が減少した方	子ども未来課給付担当 TEL：048-556-1111(内線292)	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11456.html
14		子育て世帯への臨時特別給付金 児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人につき1万円を給付金を支給します。※公務員は申請が必要	支給対象児童に係る令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当受給者(新高校1年生も対象)	子ども未来課 TEL：048-556-1111(内線292)	https://www.city.gyoda.lg.jp/14/08/16/kodomo/kosodateasetai_honorinzi_tokubetukuyuhukin.html
15		家計急変世帯就学援助給付金 新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変した市内小・中学校に在籍する児童・生徒のいる家庭へ学用品費や校外活動費等を給付します。	新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変した市内小・中学校に在籍する児童・生徒のいる家庭	教育総務課 TEL：048-556-8311	
16		家計急変世帯高校生等奨学資金給付金 新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変した高校生および高等専門学校生のいる家庭へ1カ月1万円を給付します。	新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変した高校生および高等専門学校生のいる家庭	教育総務課 TEL：048-556-8311	
17		小学校休業等対応助成金・支援金(厚生労働省) 小学校の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うために休職・休業する保護者の所得減少に対応するため、保護者を雇用する企業や個人で仕事をする保護者を支援する制度です。	・企業 ・委託を受けて個人で仕事をする方	厚生労働省学校等休業助成金・支援金等 相談コールセンター TEL：0120-60-3999	
18		行田市小規模事業者等家賃支援給付金 令和2年2月～8月のうち、1カ月間の売上高が前年同月比で30パーセント以上減少、または前年同月との比較ができない場合は、令和2年1月～8月の間で連続する任意の2カ月を比較し、売上高が30パーセント以上減少している事業者にひと月分の家賃の3分の1を6カ月分(上限・合計で10万円)給付します。	・小規模事業者 ・個人事業主	商工観光課 TEL：048-556-1111(内線383)	http://www.city.gyoda.lg.jp/15/04/10/koronakinvyuu.html
19		行田市小規模事業者緊急支援給付金 令和2年2月～8月のうち任意の1カ月間の売上金額が前年同月比で5パーセント以上減少している小規模事業者または個人事業主	・小規模事業者 ・個人事業主	商工観光課 TEL：048-556-1111(内線383)	https://www.city.gyoda.lg.jp/15/04/10/koronakinvyuu.html
20		持続化給付金 新型コロナウイルスの感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給します。	・法人 ・個人事業者	経済産業省中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-783183	
21		雇用調整助成金 臨時休業等により労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。	事業者	相談コールセンター TEL：0120-60-3999 ハローワーク行田 TEL：048-556-3151	
22	事業者の方	日本政策金融公庫等によるセーフティネット貸付 新型コロナウイルスの影響を受けている個人事業主、中小企業者向けの融資制度です。	・個人事業主・フリーランス ・中小企業者	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル TEL：0120-154-505 熊谷支店 TEL：048-521-2731	https://www.ifc.go.jp/
23		実質無利子・無担保融資 一定の要件を満たした場合、当初3年間は実質無利子となる融資制度です。	・小規模事業者 ・中小企業者	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル TEL：0120-154-505 熊谷支店 TEL：048-521-2731 商工組合中央金庫	https://www.ifc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html
24		セーフティネット保証4号認定 融資等の制度を利用するための認定書を発行します。	条件に該当する中小企業者	商工観光課 TEL：048-556-1111(内線383)	https://www.city.gyoda.lg.jp/15/04/10/koronakinvyuu.html
25		セーフティネット保証5号認定 融資等の制度を利用するための認定書を発行します。			
26		中小企業・個人事業主支援金 県内の中小企業・個人事業主で、感染症拡大抑制のため4月8日から5月6日までの間、7割(20日間)以上休業する企業者を支援します。	・中小企業者 ・個人事業主	埼玉県中小企業等支援相談窓口 TEL：048-830-8291	
27		埼玉県業種別組合応援金 感染症の影響を緩和するための適切な事業を実施する業種別組合を支援します。	業種別組合	埼玉県中小企業等支援相談窓口 TEL：048-830-8291	
28		働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主	厚生労働省テレワーク相談センター TEL：0120-91-6479	
29		市税の猶予の特例制度 新型コロナウイルス感染症の影響により事業などかかる収入に相当の減少があった方は、納期限から1年間を限度として市税等の徴収の猶予を受けることができます。	納税義務者 ・法人 ・個人事業主 ・個人	収納課 TEL：048-556-1111(内線236・237)	https://www.city.gyoda.lg.jp/12/08/10/tyousuyuuuyvotokurei.html
30		水道料金・下水道使用料の支払いが困難になった方 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、水道料金・下水道使用料の支払いが困難になった方の相談を受け付けます。	該当する水道使用者 該当する下水道使用者	水道課 TEL：048-553-0131 下水道課 TEL：048-564-0303	https://www.city.gyoda.lg.jp/16/01/11/rvoukinkorona.html
31		国民健康保険税の減免 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方は、申請により国民健康保険税の減免が受けられる場合があります。	被保険者	保険年金課 TEL：048-556-1111(内線272)	https://www.city.gyoda.lg.jp/14/03/10/kokuho/genmen_korona.html

番号	種類	支援策名・内容など	対象	問い合わせ	ホームページ	
32	税の減免・免除等	国民年金保険料の免除 新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合は臨時特例免除申請ができます。	国民年金加入者で以下のいずれにも該当する方が対象になります。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方 ・所得が相当程度まで下がった方	保険年金課 TEL：048-556-1111(内線270)	https://www.city.gyoda.lg.jp/14/03/12/nenkin/kokumin_nenkin/riniimen.io.html	
33		介護保険料の徴収猶予・減免 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方は、申請により介護保険料の減免が受けられる場合があります。	被保険者	高齢者福祉課 TEL：048-556-1111(内線277)	https://www.city.gyoda.lg.jp/14/02/11/koronagenmenn.html	
34		後期高齢者医療保険料の徴収猶予・減免 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等により後期高齢者医療保険料を納付することが困難になったときは保険料の徴収猶予や減免が受けられる場合があります。	被保険者	保険年金課 TEL：048-556-1111(内線226)	https://www.city.gyoda.lg.jp/14/03/11/hokenrvougenmen.html	
35		国税の納税猶予(関東信越国税局)	納税義務者 ・法人 ・個人事業主 ・個人	国税局猶予相談センター(関東信越国税局) TEL：048-615-3007		
36		県税の猶予制度(行田県税事務所)	納税義務者 ・法人 ・個人事業主 ・個人	行田県税事務所 TEL：048-556-5067		
37	相談	電話による総合相談窓口	市内在住・在勤の方	総合相談窓口 TEL：048-556-1115		
38		新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安	市民の方	行田市保健センター TEL：048-553-0053		
39		新型コロナウイルス感染症に関する全般的な相談 ※24時間受付	県民の方	埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター TEL：0570-783-770		
40		新型コロナウイルス感染症に関連する「特別労働相談窓口」 新型コロナウイルス感染症に関連する労働者や事業主からの休業、雇用調整助成金、解雇・退職、特別休暇制度等の相談に対応します。	労働者、事業主	埼玉労働局相談窓口 TEL：048-600-6262		
41		布製マスクの全戸配布に関する電話相談	どなたでも	厚生労働省電話相談窓口 TEL：0120-551-299		
42		新型コロナウイルスに関する経営相談窓口	中小企業者	行田市商工会議所 TEL：048-048-556-4111		
43		新型コロナウイルスに便した悪質商法に関する相談	どなたでも	行田市消費生活センター TEL：048-556-1111(内線495) 月～金曜日 9:30～12:00 13:00～15:30 消費者ホットライン TEL：188(局番なし)	https://www.city.gyoda.lg.jp/13/02/10/0005.html	
44		こころの相談(新型コロナウイルス感染症拡大に伴うもの) 新型コロナウイルス感染症の問題に起因し、「眠れない」、「不安で落ち着かない」など気分がすぐれない方からの心の健康に関する相談をお受けします。	市民の方	行田市保健センター TEL：048-553-0053	https://www.city.gyoda.lg.jp/14/09/10/documents/kenkoudukuri/kokoro/kokorokorona.html	
45		新型コロナウイルスに関連する人権相談 新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめなどの被害にあわれた方からの人権相談を受け付けています。	どなたでも	法務省みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル) TEL：0570-003-110	https://www.city.gyoda.lg.jp/12/04/10/corona.html	
46		新型コロナウイルスに関連する人権相談(内閣府) 新型コロナウイルス感染症に起因したDV被害等への対策として緊急に相談窓口を拡充しています。	どなたでも	DV相談プラス TEL：0120-279-889	https://soudanplus.jp	
47		妊産婦、乳幼児の相談 新型コロナウイルス感染症の影響で自粛生活の中、妊娠・出産や子どもの発育・発達、育児等についての電話相談等を受け付けます。	妊産婦、乳幼児の保護者	行田市保健センター TEL：048-553-0053		
48		ご家庭でのマスク等の捨て方 新型コロナウイルス感染症などが疑われる場合、マスクやティッシュ等のごみを捨てる時は、直接触れず、ごみ袋にしっかりと封をして、燃やせるごみにお出ください。	個人	環境課 TEL：048-556-9530	http://www.city.gyoda.lg.jp/15/03/10/mask.html	
49		郵便申請	住民票・戸籍証明書等の申請方法		市民課 TEL：048-556-1111(内線242)	https://www.city.gyoda.lg.jp/13/01/10/korona.html?mode=preview
50			重度心身障害者医療費助成		保険年金課医療担当 TEL：048-556-1111(内線226、227)	https://www.city.gyoda.lg.jp/14/03/11/irvo/iyudoivosei.html
51	子ども医療費助成			保険年金課医療担当 TEL：048-556-1111(内線226)	https://www.city.gyoda.lg.jp/14/03/11/irvo/kodomo.html	
52	ひとり親家庭等医療費助成			保険年金課医療担当 TEL：048-556-1111(内線226・227)	https://www.city.gyoda.lg.jp/14/03/11/irvo/hitorioya_vyosei.html	
53	児童手当の申請			子ども未来課給付担当 TEL：048-556-1111(内線262)	https://www.city.gyoda.lg.jp/14/08/16/jidouteatekeitai.html	